

福田昭典「元連合国捕虜虐待問題 謝罪と補償へ舵を切れ」(2010年7月26日付夕刊)を読んだ。同記事は、日本企業による捕虜虐待を経験したアメリカ人の主張を取り取り、「日本の政府と企業が歴史認識を改め、戦後補償をなすべきである」と主張している。その「問題解決の手本」として、ドイツの基金のほかに、日本における鹿島花岡「和解」、および西松和解を紹介している。日本で成立したこれらの「和解」には、福田氏が事務局長を務める「中国人強制連行を考える会」が主要な支援団体としてかかわっている。

しかし、2007年6月19日付の貴紙夕刊に掲載された野田正彰氏の記事(「謝罪なき和解に無念の中国人原告 花岡事件裁判が残した問題」)、「信濃毎日新聞」に掲載された同じ野田氏の記事「信濃川強制連行和解拒否」(2010年4月2日付)などで指摘されているとおり、花岡「和解」や西松和解に対しては被害当事者の側から受け入れ拒否の声があがっている。その理由は、加害企業が強制労働の歴史的事実もその責任も認めておらず、したがって拠出された金銭は賠償金・補償金の性格を持たないからである。こうした立場から批判する被害当事者にとって、2つの和解は、「歴史的な和解」でもなければ「画期的な事例」でもない。福田氏のいう「企業の謝罪と補償を内容とする和解」という評価とは正反対である。こうした被害当事者が存在することは、他ならぬ福田氏がもっともよく知っているはずである。

もちろん、いずれの和解においても、受け入れた当事者がいるのは事実である。問題はそこにはない。受け入れた被害者がいる一方で、明確に受け入れを拒否している被害者がいるにもかかわらず、その声に耳を傾けることなく、「画期的」「歴史的」と自賛を繰り返す支援者の姿勢こそ、問わねばならない。支援者の努力がいかに大きなものであったとしても、和解をどう評価するかは支援者が行うことではなく、原告・被害者自身が行うことである。ましてや、原告団長や元原告らが「和解」の内容を受け入れないという拒否声明まで出しているのである。花岡「和解」では、耿諄・原告団長は「弁護団に騙された」とも訴えている。「和解」を受け入れた人たち以上に、受け入れなかつた人たちに真摯に対応するのが、本当の意味での「支援活動」ではないか?

福田氏は、鹿島花岡訴訟の原告団長となる耿諄氏に初めて会った時(1987年)の印象をこう回想している:「仙人が現れたみたいだった。オーラというか、何かしなければと感じて」(『朝日新聞』2000年12月8日2面)。耿諄氏が「和解」を拒否していることに対しても「何かしなければと感じ」なければ、花岡「和解」は「問題解決の手本」にも「歴史的な和解」にもならないはずである。

石田隆至